

令和2年12月2日（水）

於・ 農林水産省 8階 水産庁中央会議室（web会議）

## 第33回

# 太平洋広域漁業調整委員会

## 議事録

1. 日時：令和2年12月2日（水）15：30～17：03

2. 場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（web会議）

3. 出席委員

【会長】

学識経験 関 いずみ

【都道府県互選委員】

北海道 川崎 一好

青森県 竹林 雅史

岩手県 大井 誠治

福島県 松野 豊喜

茨城県 大川 雅登

千葉県 塩野 健

東京都 有元 貴文

神奈川県 宮川 均

静岡県 鈴木 精

愛知県 船越 茂雄

三重県 掛橋 武

和歌山県 木下 吉雄

徳島県 中野 憲次

愛媛県 佐々木 護

大分県 小野 眞一

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表 福島 全良

漁業者代表 小坂田 浩嗣

漁業者代表 金澤 俊明

漁業者代表 中田 勝淑

|       |        |
|-------|--------|
| 漁業者代表 | 井上 幸宣  |
| 学識経験  | 北門 利英  |
| 学識経験  | 花岡 和佳男 |

#### 4. 議 題

##### (1) 広域魚種の資源管理について

- 1 部会における取組
- 2 マサバ太平洋系群

##### (2) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について

##### (3) 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

##### (4) その他

###### ①改正漁業法の施行について

###### ②令和3年度資源管理関係予算について

午後 3 時30分 開会

## 5. 議事内容

○魚谷室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第33回太平洋広域漁業調整委員会を開催いたします。

私は事務局、水産庁資源管理推進室長の魚谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず、出席の状況でございます。本日は、都道府県互選委員である宮城海区の畠山委員、高知海区の木下委員、宮崎海区の中島委員が、大臣選任委員である清水委員、鈴木宏彰委員が、事情やむを得ず御欠席をされておりますが、委員定数28名のうち定足数である過半数の23名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法第156条で準用いたします同法第145条の規定に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、関会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○関会長 本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、御出席いただきましてありがとうございます。午前中からと、ついさっきまで南部会はやっていたわけですから、引き続きということになりますが、よろしくお願いいたします。

ウェブ会議もこの広域に関しては2回目になります。皆さん、このコロナ禍でウェブ会議も随分経験される機会が多かったのではないかなというふうに思いますので、どうぞ忌憚のない御意見を頂きまして実りある会議にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は水産庁から廣野管理調整課長、それから魚谷資源管理推進室長、そして、水産研究・教育機構水産資源研究所から、水産資源研究センター浮魚資源部の西田部長と大島副部長に御出席を頂いております。

それでは、本日御臨席いただいている水産庁の廣野課長から、委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○廣野課長 水産庁管理調整課長の廣野でございます。聞こえますでしょうか。

○関会長 はい、よく聞こえます。

○廣野課長 本日は皆様、どうもお疲れさまでございます。第33回太平洋広域漁業調整委員会ということでございます。

コロナの中、こういう状況ではございますが、皆さん御出席いただきありがとうございます。前回もありましたけれども、我々、こういう環境というかやり方に慣れていく必要もあろうかと思っております。いろいろ不具合もあろうかと思っておりますが、改善しながらやって

いきたいと思っております。

まず何より、この12月1日で改正漁業法が施行となりました。今年、今回の議題となります資源管理も含めて、新しい制度にしっかり肉づけをしていく年だと思っております。広域漁業調整委員会におかれましても、引き続き重要な役割を果たしていただきたいと思います。期待しているところでございますし、また、改正法について進め方それから内容について、御不安とか疑問の点もいろいろお聞きしているところでございます。これまでも法の成立後300回あまり、全国いろいろ回ってお話ししてきております。最近こういうコロナの状況もございますけれども、資源管理それから許可、漁業権含めて、引き続き現地を回ってできるだけ説明して、皆様の不安を取り除くとともに前向きに進んでいけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日の議題、クロマグロ等を始めとして、今お話ししました漁業法の改正に伴う部分についてもお話しいたしますので、是非しっかり聞いていただいて有意義な意見交換になればと思っております。

今日はどうもよろしくお願いいたします。

○関会長 廣野課長、どうもありがとうございました。

続きまして、配付資料の確認を事務局からお願いします。

○若山係長 それでは、配付資料の御確認をさせていただきます。

先日メールで資料をお配りさせていただきましたが、まず本日の委員会の議事次第、それから委員名簿と出席者名簿、それから、本日の委員会で御説明させていただく資料が、資料1-2-1としましてマサバ太平洋系群の資源評価の結果、それと広域資源管理の方向性についてという資料がまず1つ、続きまして資料の2-1としまして、伊勢湾・三河湾のイカナゴの広域漁業調整委員会の委員会指示についてという資料でございます。続きまして資料3としまして、太平洋クロマグロに関する委員会指示の資料一式、これちょっと資料が多いんですけども、資料の3-1から資料3-6まで付いてございます。最後に改正漁業法の施行についてということの関連資料としまして、午前中と午後にも部会の資料としてもお付けしているんですけども、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」と説明資料ということで資料4-1-1と4-1-2、それから資料4-1-3としまして、改正後の漁業法における広域漁業調整委員会の規定についてという資料、それから資料4-1-4としまして、太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正についてという資料です。最後に、令和3年度の概算要求に関する資料ということとなっております。

ます。

資料は以上となっておりますが、不足等ございましたら事務局の方までお申しつけください。

なお、今回は前回5月に引き続きましてウェブ会議の開催となります。委員の皆様方におかれましては、事前に事務局よりお送りしたウェブ会議の進め方に従いまして、マイクはミュート、消音にさせていただき、発言する際にまず音声あるいはチャット機能によって発言しますという意味を表示していただいて、関会長の方から合図をした後に御発言をお願いしたいと思います。慣れないウェブ会議ですが、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。

○関会長 ありがとうございます。

続きまして、後日まとめられます本委員会の議事録の署名人の選出についてですが、事務規程第12条により会長の私から御指名させていただきます。

都道府県互選委員からは掛橋委員、大臣選任委員からは金澤委員、以上のお二方に本日の委員会に係る議事録署名人をお願いしますので、どうかよろしくお願いいたします。

そして、水産庁中央会議室にお集まりの報道関係の皆様にお伝えいたします。冒頭のカメラ撮りはここまででございますので、以降の撮影につきましてはお控えいただくようお願いいたします。

それでは、議題の方に入っていきたいと思います。

まず、議題1、広域魚種の資源管理についてというところで、本日の午前中から当委員会の太平洋北部会、それから太平洋南部会が、それぞれ開催されたところでございますけれども、当委員会事務規程第14条におきまして、それぞれの部会での調査審議の結果を当委員会に報告しなければならないこととなっております。まずは1-1、部会における取組についてというところで、事務局より説明をお願いします。

○西田課長補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

お手元の資料の資料1-1を御覧いただければと思います。

太平洋広域漁業調整委員会では、北部会それから南部会がございまして、本委員会に先立ちまして本日開催されております。午前中に開催された北部会におきましては、この資料1-1の2番目と3番目の魚種、マダラと太平洋北部沖合性カレイ類について議題として扱われております。内容としましては、水産研究・教育機構から資源状況についての説明がありまして、事務局から資源管理の取組について御説明をいたしました。

また、北部会におきましては、太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理に基づく保護区Ⅲの取扱いということについても議論されております。こちらは東日本大震災によりまして福島沖の漁場がなかなか使えなくなってしまったという事情がありまして、宮城県の沖合底びき網漁業者の方から、宮城県沖の保護区を開放してほしいという要請がありましたが、令和3年1月以降、福島県相馬沖の一部海域で操業を再開する予定となっております。このため本措置につきましては、平成25年からこの保護区を開放するという形でやっておりましたが、令和元年度をもって終了とする旨、北部会で了解が得られているというところでございます。

続いて、午後に行われました南部会でございます。

南部会は、この資料1－1の番号で言いますと5、6、7番の、太平洋南部キンメダイ、伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、そして伊勢湾・三河湾イカナゴ、この3種について議論が行われております。先ほどと同様にこちらにつきましても、水産研究・教育機構から資源状況についての報告、それから、事務局から資源管理の状況についての説明がございました。

また、そのほかの議題としまして、伊勢湾・三河湾イカナゴに関する広域漁業調整委員会指示についての議論がなされております。これは親魚を20億尾獲り残すという形の自主的な管理措置に関する、それを担保するという内容の委員会指示に関する審議でございまして、この委員会指示につきましては本委員会で議論されることとなっております。これに先立ちまして部会での了承ということで審議が行われ、部会としても本委員会で諮るということについて了解が得られているということでございます。

また、この件につきましては、委員の方々から資源減少に関する見解ですとか、管理する上での御意見というものも頂いております。引き続き資源管理を行うに当たって、そのような頂いた意見をまた踏まえて、取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

また、それぞれの部会の最後に、水産庁から新たな資源管理の推進に向けたロードマップについて御説明を申し上げまして、各委員から、例えば資源管理の推進については、厳しい管理措置に伴って漁業者の方の生活もまたあるので、そういった配慮も含めた施策の構築を、といった御意見ですとか、あるいは前提となるMSYというのはダイナミックに変わる性質のものであるということ、実施するに当たってメリットは十分にあるけれども、デメリットや困難な点、あるいは事前に検証すべきポイントなどを押さえた上で、うまく

いかなかった場合のバックアップ・プランも必要であるといった御意見、それから報告義務、漁獲報告をそれが様々な漁業種類において義務が課せられるということになりますが、このことについては、県の担当者の方ですとか現場の漁業者の方についてきちんと説明をしてほしいといった、そういった御意見を頂いているところでございます。

報告については以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問、御意見などありましたら、委員の皆さん、声を出すかチャットの方で言うていただければ御指名できますのでお願いします。

特にはないですかね。特によろしいでしょうかね。

そうしましたら、次の議題に移りたいと思います。次の議題は議題１－２で、マサバ太平洋系群の広域資源管理についてとなります。まずは水産研究所の方から資源評価の御説明をお願いして、続いて事務局から資源管理の方向性について御説明をお願いしたいと思います。

それでは、水産資源研究所の西田部長より、マサバ太平洋系群の資源評価について御説明よろしく願いいたします。

○西田部長 水産研究・教育機構水産資源研究所の西田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、資料１－２－１、今、映し出されておりますマサバ太平洋系群、令和元年度の資源評価結果について御説明いたします。

なお、2020年、今年の６月までのデータを用いた令和２年度の資源評価結果は、残念ながらこの会議では間に合いませんので、今日は2019年６月、昨年６月までのデータを用いた昨年度、令和元年度の資源評価結果を紹介するという事で、御理解をお願いいたします。

それでは、次のスライドをお願いいたします。このスライドは、マサバ太平洋系群の分布回遊、生物学的特性を示します。主産卵海域、卵を産む海域は、伊豆諸島近海を中心に関東近海、また、本州から四国南岸にかけて形成されます。稚魚期・幼魚期、すなわち０歳魚の前半の時期は、春から夏にかけて北西太平洋に広く分布しますが、秋から冬にかけて南下することで冬から春にかけて日本近海で漁獲されます。その後も毎年、季節的な北上・南下の回遊を行います。成熟開始年齢は資源状況により異なっておりまして、現状では２歳魚は一部しか成熟せず、完全に成熟するのは３歳魚からと見られます。食性、捕食者



についての説明はこのスライドのとおりであり、説明は省略させていただきます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。この図はマサバ太平洋系群の漁獲量の経年変動を示します。1970年代から漁期年、漁期年というのは、7月から翌年の6月までです。この漁期年での数値を示しています。近年、2013年生まれが多かった影響で資源は漁獲量が増加してきています。その後2018年生まれ、一昨年生まれのマサバも多いというふうに推定されています。2018漁期年の日本による漁獲量は29.8万トンでした。なお、このグラフで、黄色でロシア、レンガ色で中国の漁獲量を示しました。2014年以降のこれらの国の漁獲量はN P F C（北太平洋漁業委員会）への報告値を参照しています。2018年は中国とロシアで合計23万トン漁獲したというふうに推定されています。

次のスライドをお願いいたします。このスライドは、マサバ太平洋系群の資源評価の流れを説明する図になっています。令和元年度の資源評価においては2018年漁期まで、2018年漁期というのは2019年6月までになりますが、この漁期までの年齢別に漁獲されたと推定される尾数や産卵量、卵ですね、産卵量の調査結果、それから、北西太平洋における夏から秋にかけての稚魚・幼魚の調査結果などから得られる資源量の指数といったものを用いまして、資源全体の尾数あるいは漁獲の強さといったものを推定しました。そして、2019年漁期については、現状の漁獲の強さで漁獲を続けたと仮定した上で2020年の漁期から、2020年の漁期というのは2020年7月からになりますが、ここの漁期から漁獲の強さを調整した場合の資源の変動について予測を行っています。

このことについて少し詳しく説明しますと、将来的に最大持続生産量（MSY）というものを実現する漁獲の強さ、これを $F_{msy}$ と呼んでいます。この $F_{msy}$ という漁獲の強さを基準にして、それに $\beta$ 、これを安全係数と呼んでいます。この $\beta$ を掛け算して調整した漁獲の強さの下での将来予測を行っています。2020年漁期から調整した漁獲の強さというもので漁獲を続けた場合の2021年漁期以降の資源量や親魚量。親魚量というのは親魚で、卵を生み出す親魚の資源量になります。また、MSYの考え方に基づく目標を上回る確率などを予測しました。今ほどの説明に出てまいりましたMSYの考え方、また、それに基づく目標といったものについての説明は、この2枚後のスライドで。また、将来予測結果については4枚後の最後のスライドで御説明いたします。

それでは、次のスライドをお願いいたします。今ほどのスライドで説明しました資源評価の結果推定された、この左の図は資源量と漁獲割合の経年変化を示します。また、右の図は親魚量、親魚の量の経年変化を示します。なお、親魚量というのは子供を生み出す親

魚の資源量で、年齢別の資源量に各年齢の成熟する割合を掛け算して算定しています。

まず左の図を見ますと、2018年漁期の資源量は560万トンでありまして、1970年以降の資源評価を行った期間の中でも最高と言える水準まで増加してきたことが分かります。漁獲割合は漁獲量を資源量で割った、割り算した値ですが、近年低く推移していることが分かります。右の図に移りまして、親魚量は近年100万トンを超える水準でありまして、1970年代後半に近い水準まで増加してきたことが分かります。

それでは、次のスライドをお願いいたします。この図は、マサバ太平洋系群について推定された、平均的な親魚量に対する平均的な年齢別漁獲量というものを示しています。マサバ太平洋系群は、昨年度ほかの魚種に先駆けてMSYの考え方に基づく新しい資源評価に移行した魚種でありまして、このような分析を開始しています。

この図を詳しく説明する前に、MSY（最大持続生産量）の考え方について紹介します。簡単に言いますと、親魚量が少なくなり過ぎた結果、子魚の量は減って資源が十分に増えられない状況、あるいはその逆で、多過ぎることで子魚が成長して資源に加われる効率が悪くなる状態、この両方を避けてバランスよく漁獲すれば、年々の変動はあるにしても、長期的・平均的には最も漁獲量が多い状態になる確率が高まるという考え方です。もちろん、MSYはダイナミックに変化するものでありまして、資源の利用形態や年齢組成などが変化することによって変わるものですから、定期的に見直していく必要はあるということと承知しております。

このマサバ太平洋系群のMSYについての図について説明いたしますと、そのような最も漁獲量の多い状態に相当する親魚量というのは、平均的に154.5万トンであるというふうに推計されました。これをMSYの考え方に基づく目標管理基準値として提案いたしました。なお、それに対応する平均漁獲量は37.2万トンと推定されました。また、MSYの60%の漁獲量を得られる親魚量を限界管理基準値として提案しています。これを下回ると、それはこの資源にとっては回復を急ぐ状態になるというふうに考えています。

それでは、次のスライドをお願いいたします。資源の状態の示し方についても、各漁期年における親魚量の状態と、それから、漁獲の強さの状態を同じ図の中で示す、このような神戸プロットという図を作成するようになりましたので、これについて説明いたします。

神戸プロットという名称は、2006年に神戸で開催されたマグロ類の国際機関の合同会議に由来しておりまして、資源状態を示すための共通的な表示方法として使われるようになっています。ここで横軸は親魚量の多さを示し、目標管理基準値より多いか少ないかで色

分けしています。左に行くほど減り過ぎた状態ということになります。縦軸は漁獲の強さ、漁獲圧を示し、将来的に目標に届くような適切な強さ、 $F_{msy}$ というものを基準として、上と下で色分けしています。資源から本来生み出されると期待される産卵量というものが、どれぐらい漁獲によって減少しているかというのが、漁獲の強さの尺度になっておりまして、縦軸の上に行くほどそれが強いということになります。このマサバ太平洋系群の神戸プロットについて見てみますと、資源評価期間を通じて $F_{msy}$ を上回っていたというふうに推定されましたが、2011漁期年以降は $F_{msy}$ に比較的近い水準にあり、親魚量は目標管理基準値には届いていないものの増加してきていると。右の方へ移動しているということが示されております。

次のスライドをお願いいたします。最後のスライドになります。マサバ太平洋系群についてMSYの考え方に基づく目標管理基準値に回復、また、その状態を維持していくための漁獲シナリオを検討するために将来予測を行った結果です。2019年漁期年は現状の漁獲の強さで漁獲を続けたと仮定した上で、2020漁期年から、4枚前のスライドで御説明しましたように $\beta$ を乗じた、掛け算した漁獲の強さで漁獲し続けた場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測結果を示しています。なお、2021漁期年以降は、漁獲量、親魚量、目標達成確率とも今後の資源評価により更新されていきますので、現時点での予測結果ということになりますが、2020漁期年から開始して10年後の2030漁期年当初に目標管理基準値である154.5万トンを上回るのは、 $\beta = 1$ で47%、0.9で52%となりました。それぞれについて初年度である2020漁期年の漁獲量を見ますと、 $\beta = 1$ で52万3,000トン、0.9で47万4,000トンとなりました。このような予測結果を踏まえて、昨年度の資源管理方針の検討会等での議論を経て、最終的にマサバ太平洋系群では $\beta = 0.9$ での漁獲圧による漁獲シナリオが選ばれたものと承知しています。

マサバ太平洋系群の資源評価についての説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○関会長 ありがとうございました。

続けて資源管理の方の説明もして、そして質問等を受けたいと思いますので、続きまして、資料1-2-2のマサバ太平洋系群の広域資源管理についてということで、事務局から説明をお願いします。

○西田課長補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

資料1-2-2、マサバ太平洋系群の広域資源管理という資料を御覧いただければと思

います。先ほど水研機構から、新しいルールに基づくMSYそして神戸プロットの紹介がございましたけれども、令和2年度の資源評価結果がこれから公表されるということでございますので、この資料は令和元年度資源評価の内容に沿った記載としております。

まず資源の現状でございますが、1970年代には資源量は300万トン以上あったわけですが、2001年漁期には15万トンまで落ち込んでおります。その後は比較的高い加入量と漁獲圧の低下によりまして資源量は増加し、2013年に極めて高い加入量がありまして、最終的に現在は560万トンという資源量が推計されております。

次に、関係する漁業種類でございます。大臣管理漁業としては大中型まき網漁業、知事管理漁業といたしましては千葉県、神奈川県、静岡県の沿岸漁業ということで、具体的にはたもすくい、それから棒受網、中型まき網、定置網漁業などとなっております。

続きまして、3番の資源管理の方向性でございますが、資源管理計画等に基づく取組の推進ということが基本となっております。

続きまして、次のページを御覧いただければと思います。大中型まき網の取組状況でございます。大中型まき網漁業につきましては、（1）にありますように、資源管理計画に基づいて毎月5日以上のお休みの実施ということになっております。その他に取り組む資源管理措置としまして、臨時お休みなども実施しております。この臨時お休みにつきましては2006年から実績がございまして、この下の表のように毎年臨時お休みを実施してきているというところでございます。

続きまして、次のページを御覧いただければと思いますが、こちらが各県の関係漁業による取組の状況ということでございます。対象漁業種類は先ほど申し上げたとおりでございまして、その中で例えばサバ釣り漁業ではお休みの日の設定、それから操業時間の規制、たもすくいではお休みの日の設定あるいは操業日数の制限等々、こういった取組を各地域で行っていただきまして、自主的管理を進めていただいているところでございます。このように大臣管理、知事管理合わせまして自主的管理の取組を行って、マサバの資源の回復に取り組んでいただいているというところでございます。

こちらからの説明は以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいま2つの説明があったわけですが、御質問、御意見等ありましたら、委員の皆様、よろしくお願いします。

○北門委員 すみません、北門ですが、よろしいでしょうか。

○関会長 はい、お願いします。

○北門委員 西田さんに質問なんですけれども、神戸プロット、神戸チャートでしたっけ、紹介いただいたんですけれども、今それ共有できますでしょうか。ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○関会長 よく聞こえます。

○北門委員 この図を見ると漁獲の圧力が、これは縦軸が $F$ を $F_{msy}$ で割った値なんですけれども、漁獲の強度が $F_{msy}$ レベルよりも高い状態でも資源が回復していくというふうなメッセージになると思うんですけれども、そのからくりを説明していただきたいのと、それからもう1つは、さっき西田さんの方でも少しお話ありましたけれども、 $MSY$ レベルというのは、 $F_{msy}$ も $B_{msy}$ もダイナミックに変わるものだというふうな御理解を頂いたと思うんですけれども、もしそれが正しいとしたら、1984年から2018年までずっと同じ $MSY$ レベル、 $F_{msy}$ 、 $B_{msy}$ であるかどうかというのは分からないと思うんですけれども、そうすると、時代とともに変わっているにもかかわらず、もしこの $F_{msy}$ というのが2018年の $F_{msy}$ とか $B_{msy}$ をリファアーしているとする、縦軸と横軸の意味合いというのが変わると思うんですけれども、だから、もし7とかになっているところがあったとしても、実際にはその時代は7ではなかったかもしれないかなというふうに思うんですけれども、その点、2点いかがでしょうか。

○西田部長 ありがとうございます。

さっき、この何枚か前のスライドのときに、近年加入がいい年級群、例えば2013年期、また、この図の中では最近年ですけれども、2018年生まれ、そういうものが、加入が平均的なものよりも高いものが入ってきたことによって、近年比較的力強い増加傾向になっているということはあると思います。

この漁獲圧の比なんですけれども、スライドの説明の中ではしたんですけれども、産卵魚を基準にして、尺度として、本来生み出されると期待される産卵魚がどれぐらい漁獲によって減少しているかというものが尺度になっているので、単純に5倍とか7倍とかというのが、漁獲の例えば網数とかそういうものが多いということを意味しているものではないわけなんですけれども、ここの $F_{msy}$ あるいは横軸の $B_{msy}$ もそうですけれども、これは現状の漁獲の利用の仕方や体重とか、いろいろ設定を現状に合わせて計算しているので、確かに北門先生がおっしゃるように、今の基準で、昔を考えたら当時はそんなことではなかったんじゃないかという御指摘については、御指摘のとおりというふうにも思いますので、

そこはちょっと説明の仕方を注意する必要があるのかなというふうには思っております。  
そんな感じでよろしいでしょうか。

○北門委員 メッセージとしては、加入さえよければ漁獲の圧力を下げずにも資源が回復する1つの例だということですよね、この見方としては。それからもう一つは、縦軸も横軸も、今の時代のMSY指標をリファーしなくても、そのときの時代の対応をリファーすれば、もう少しミスリードしないような図が描けるんじゃないかというふうに思ったんですけれども。

○西田部長 ありがとうございます。漁獲割合の図というのは何枚か前にありましたが、2011年以降、実際、資源量に対する漁獲量というのはかなり低い水準でとどまっております。それがこの神戸プロットの中では、 $F_{msy}$ をやや上回るぐらいのところに位置しているというふうに表示されているわけですが、今の状況というのは、私の説明としては、 $F_{msy}$ に近いところに減少しているということと加入量の増加傾向があいまって、資源・親魚量が増えてきたというような結果につながっているんじゃないかと思います。

過去の値については、過去の生物学的なパラメーターを参照して計算すべきではなかったのかということに関しましては、なかなか、それをこの神戸プロットの中でいろいろパラメーターの変化を併せて表示していくというのが、ちょっと困難なところもあって、今回はこのような形でお示ししていますが、成長が過去と今とで異なっている場合とか、いろいろ生物学的な特性値が変わってきたことで、神戸プロットの見え方がどう変わるかというようなことに関しては別途、並行的には分析を進めているところでありまして、また、資源評価の機会でもお示しすることができたらなというふうに考えております。

以上です。

○北門委員 ありがとうございます。神戸チャートは分かりやすい説明をするための1つの道具だと思うんですが、逆にそれでちょっと分かりにくくなってはいけないうふうに思いましたので、一言コメントさせていただきました。ありがとうございます。

○西田部長 どうもこちらこそありがとうございます。

○関会長 ありがとうございます。

そのほかに御質問、御意見等ありましたらお願いします。

例えば福島委員さん、福島全良さん、実際の現場での、マサバに限らずですけれども、まき網の今の現場での状況などについて、ちょっと何かありましたら教えていただきたい

んですけれども。

○福島委員 関会長、ありがとうございます。

昨年が、太平洋北部の太平洋側でサバが本格的に獲れ始めたのが11月25日か26日でした。その前の年も大体同じぐらいに本格的にサバが獲れ始めました。3年前が10月26日というふうになっていまして、本来であれば北部の太平洋側の盛漁期というのは、八戸沖に大体お盆ぐらい前からサバが出現してきて、そこで八戸沖で漁獲されて徐々に南下して岩手、宮城、福島、茨城というふうになっていくんですけれども、ここ何年かの出現が、かなり漁期が遅くなってきているんです。盛漁期が大幅に3か月ぐらいずれてきていると、じゃ、今年はどうなのかというふうに言いますと、例年のように大体同じぐらいのときにサバが出てきたんですけれども、ここに来て漁場が今、茨城方面の方まで来てはいるんですけれども、全然、今のところ獲れない状況、11月の後半ぐらいは、ぼんと獲れたりとかはしたんですけれども、今は全然サバが獲れていないというか、まだ沖の方から入ってきていないんじゃないのかなという状況になっていまして、これが全くもって分からない状況で、なおかつ今、ロシア船の大型のトロールが何隻か来て、先ほどメールで来た情報だと、大体北緯41度09分から144度のところでの漁場でイワシ、サバを獲っているというのがあるんですけれども、どの程度獲っているかというのは分かりません。なので、地球温暖化かどうか分からないんですけれども、資源量はあるというのは分かるんですけれども、だんだん時期がずれてきているというのと、漁期も短くなってきているのがあると思います。

○関会長 ありがとうございます。

難しいですね。毎年いろいろ変わってくる、そのことに対してどういうふうに対応していけるのかなというところもあるんですけれども。今の福島委員の御意見に対して、もし研究所さんとか事務局さんの方で何かあればお願いします。

○西田部長 ありがとうございます。水産資源研究所としても、マサバ太平洋系群に関しましては、一昨年から漁期の遅れというのが顕著になり、また、やはり一昨年からですか、漁期が短くなっているということに関しては承知をしております。沖合の方の資源量としては多いんだろうというふうに推定をしているんですけれども、そういう漁期の変化というものに関しては、今後注意深く見ていく必要があると思います。今月、各都道府県の水産試験研究機関の皆様と漁海況予報についても検討する機会がありまして、その中でも意見交換をしていく予定にしております。どうもありがとうございます。

○関会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、続きまして、2の方の議題に移っていきたいと思います。2の伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示についてとなります。

当委員会指示につきましては、地元漁業者が行うイカナゴ当歳魚の獲り残しの自主的管理措置を担保するために、平成19年から毎年発出しているものになります。

それでは、内容につきまして事務局より御説明をお願いします。

○西田課長補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

資料2-1を御覧いただければと思います。伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関する広域漁業調整委員会指示についての概要でございます。

まず、本委員会指示の発出につきましては、本日午後1時半からの太平洋南部会におきまして、この委員会、本委員会に指示の発出をお諮りするかどうかについて御議論いただいたところでございまして、その結果、諮ることが適当であるという結論を頂きましたので、こちらの委員会におきまして委員会指示の発出をするかどうかということについて御審議を頂きたいと思います。

こちらのイカナゴの資源管理の委員会指示でございますが、伊勢湾・三河湾、愛知県、三重県の船びき網漁業で主に漁獲されているものでございますが、こちらの両県が主に関係してくる指示となっております。

本系群の資源管理といたしましては、当歳魚の残存尾数が20億尾を下回らないように、漁獲時期に残存尾数を調べながら漁業を行っておりまして、このように地元で自主的な管理を行っているところでございます。この獲り残しの措置に向けましては、両県の漁業者による協議によって終漁日、漁の終わりの日が設定されているわけですが、しかしながら、皆様御承知のように2016年から本年に至るまで5年間、漁期前調査の結果が思わしくないということで、全面的な自主休漁がなされております。また、大変残念な状況ではございますが、今年の夏の夏眠魚の、砂に潜っている親魚の調査を調査船で行っておりますが、そちらの結果も思わしくなかったということで、来年も操業が危ぶまれるという状況でございます。

しかしながら、過去に少ない親魚資源量から大幅に資源が回復したという事例もございますので、本委員会指示の発出の趣旨といたしましては、操業が再開された場合に備えて地元の方の獲り残し措置を担保いたしまして、この自主的措置が確実なものとなるように、この担保措置を継続したいということでございます。それを目的としているものでござい



ます。

委員会指示の内容につきましては、資料２－２にお示ししておりますが、変更箇所といたしましては、まず発出の日付と指示の有効期間の日付が変更となること、それから、指示の１行目に「漁業法第121条第１項」とありますが、この参照している条項が、昨日改正漁業法が施行されたことに伴って従来からは変更されているということ、それから、１番の（１）にあります愛知県漁業調整規則、それから三重県漁業調整規則、こちらも改正漁業法の施行に合わせて改定されておりますので、こちらについても変更がなされております。

以上、事務的な変更はございますが、内容については従前のおりということになっております。来年の操業の再開も期待をしつつ、この委員会指示の発出をするかどうかにつきまして、委員の皆様にご審議を頂きたいと思っております。

当方からの説明は以上です。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ありましたら、委員の皆さん、よろしくお願い申し上げます。

先ほど南部会の方で船越委員さんより、現場の状況ということで、５年禁漁が続いているので今後の収入補填の不安であるとか、現在の状況がこれまでなかった様相を呈しているのではないかという、広い生態系の変化というところにつながっているんじゃないかという、現場では危機感を持っていますというような御意見を頂いたところです。それ以外にももしちょっと言い忘れたこととかがありましたら、船越委員、掛橋委員辺り、ありましたら御発言をお願いします。

○船越委員 愛知海区の船越です。

○関会長 お願いします。

○船越委員 2016年から５年間禁漁をやっているわけですがけれども、資源が回復する兆しが見えないということで、漁業者が非常に今不安を持っております。ですから、現状がどうであって今後の見通し等を含めて、地元の愛知県、三重県、また、水産研究・教育機構の研究者の方々、是非、漁業者の不安を解消できるような分析と見通し、これを是非、プロジェクト研究というようなものも１つ一例として組織して、是非、漁業者の不安を解消していただきたいというふうに思います。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

そういう要望があるわけですがけれども、研究所さんの方でも何かありましたらお願いします。西田部長。

○西田部長 ありがとうございます。

今ここでお答えできることはないのですがけれども、また、今頂いた貴重な御意見について、また対応させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○関会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですかね。

それでは、本委員会としまして太平洋広域漁業調整委員会指示第36号を、原案どおり発出することとしたいと思います。

なお、文言などの修正があった場合は、会長一任とさせていただきたいと思います。反対の意思がある方は、音声又はチャット機能で反対という意思を表明していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、反対意見はないようですので、事務局の方で各種事務手続と官報への掲載を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、議題3.太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について、です。事務局より関連事項も含めて一括で説明をお願いしたいと思います。

○西田課長補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

まず資料3-1、「太平洋クロマグロに関する委員会指示について」という資料を御覧いただければと思います。

まず1番のこれまでの経緯を簡単に申し上げますと、平成24年に広域漁業調整委員会により届出制が導入され、平成25年以降は承認制という形に移行しております。それ以降、原則2年ごとに更新しております。現行の承認期間は令和2年3月31日までというふうになっておりますので、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続を進める必要がございます。また、新しい委員会指示の発出に伴いまして、後ほど申し上げますが、承認制の違反者への対応及び処分方針、それから、承認制の事務取扱要領についても新たに制定するという事としております。

2番の新しい委員会指示の概要を御覧いただければと思います。まず承認条件についてでございます。こちらは大きく2つ設けておりまして、1つ目といたしましては、過去5年間に1キログラム以上の漁獲実績を有することと、それから2番目といたしまして、採

捕停止命令に従わない漁業者ではないことということで、従前であれば採捕自粛要請に依拠していただける漁業者であることとなっておったんですが、こちらを法令ベースの採捕停止命令に従わない漁業者ではないことということ、都道府県の水産主務課長による意見書を頂くということで承認条件とさせていただきたいというものでございます。

承認期間につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までということでございます。

おめくりいただきまして、資料3-2を御覧いただければと思います。こちら、形式としましては新たな指示の発出ということになるんですけれども、新旧対照表で変更の内容をお示ししております。

まず、昨日、改正漁業法が施行されたことに伴いまして、冒頭の「漁業法」以下の旧であれば「第68条第1項」となっていたところが「第121条第1項」ということで、参照する条番号が変更されているということ。

それから、今回の指示につきましては、「太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示」という表題を付けさせていただく案としています。

以下、1番の(2)も同様に、参照する関連漁業法の条番号の変更がございます。

続きまして、新旧対照表の2ページを御覧いただければと思います。同じく2番「操業の禁止」のすぐ上の「へ」のところを御覧いただければと思いますが、こちらも参照する漁業法の条番号が変更されております。

それから、用語の変更といたしまして、3番の「操業の承認」(1)の中に、旧の委員会指示であれば「旧承認者」となっておりますところ、承認者というのは承認をする人という意味でありますので、承認を受けた人という意味の「旧被承認者」という用語に変更をさせていただいております。

以下、同様の用語等の変更がございまして、あともう1つ主な変更点といたしましては、新旧対照表の5ページを御覧いただければと思いますけれども、従来であれば、委員会指示に基づく漁獲実績報告によって採捕尾数等を報告していただいていたんですけれども、こちらは漁業法に基づく法律を根拠にした報告を実施していただいているということで、指示による報告は不要であるということから削除、削らせていただくという改正案にさせていただいております。

あとは提出先を委員会事務局に整理する等々の事務的な修正案とさせていただいております。

委員会指示本体の改正事項については以上でございます。

それからすみません、委員会指示の本体の最後の方についている様式、資料３－３は委員会指示の新旧を反映した溶け込み版となっておりますが、その後ろに「別記様式第一号」以下で、申請のための各種様式が添付されております。こちらはまず押印を不要にしております。それから申請承認事務の簡略化、簡素化を図るという趣旨で、若干様式の変更を加えております。

続きまして、資料３－４を御覧いただければと思います。こちらは太平洋広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針ということでございます。

これは２番の対応・処分基準の表のところを御覧いただければと思うんですけども、従来はこの違反内容のところに漁獲報告の違反に関する内容が書き込まれていたんですけども、こちらは漁業法に基づく規制に変わっているということで、委員会指示による規制は必要ない状況となっておりますので、先ほどの委員会指示本体の漁獲実績報告の部分の削りますといったことに併せましてこちらについても、違反内容については報告に関するものは削除するという案になっております。この残っております承認を受けずに営んだ場合ですとか命令に違反した場合というのは、従来どおりの内容となっております。

それから続きまして、資料３－５の事務取扱要領の改正案を御覧いただければと思います。こちらで改正の内容といたしましては、承認条件のときに漁獲成績報告を、従前であればいろいろ実績報告書とそれぞれの書類の写し等々を求める規定ぶりになっていたんですけども、こちらを漁獲モニタリング・データ、あるいは沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書というところに一本化するという改正案としております。

それから、承認条件２の（１）の３番の部分でございます。従前「操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない旨の意見書」と規定していたんですけども、こちらで委員会指示本体の改正内容に合わせまして、「くろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書」を頂くという内容に改正する案としております。それ以降のところは、用語の修正ですとか事務的なところを反映しているというところでございます。

めくっていただきまして４ページです。事務取扱要領の４ページを御覧いただければと思います。ここで（５）、（６）の部分が新設となっております、操業海域は別図の区分を記入する。それから漁業の方法は曳き縄、はえ縄、釣り等を備考欄に記入するという

条項を新設させていただいておりますが、こちらは従前から現行でも申請の際に記入いただいているものを明文化したということで、この規定を加えることによって、何か従来からやらなければいけないことが増えるというものではございません。

説明は以上なんですけれども、すみません、1点訂正をさせていただければと思います。資料3-1の1の②のところの2番目の下線部で、「現行の承認期間は令和2年3月31日までのため」となっておりますが、こちらは「令和3年3月31日まで」の誤りでございますので、すみません、この説明をもちまして訂正させていただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見があれば、委員の皆さん、よろしくお願いします。

クロマグロに関してはそれぞれの地域でも非常に厳しく管理しているというようなことも伺っておりますけれども、例えば青森県の竹林委員さん、漁協さんの中で結構管理体制を整えてやっているというようなことを伺っているんですけれども。

○竹林委員 青森県東部の竹林です。

管理は県の指導を仰ぎながらやっております。毎日の漁獲日報等々、事務屋さんたちが大変なんですけれども、それを続けております。

このマグロについてなんですけれども、この手続が現行の承認期間は2年で、新たな見直しもこれから考えていかなければならないのかなという思いがしています。なぜかといいますと、やはり若い漁業者の後継者育成の問題もありますし、現状も高齢者で漁業ができなくなる、マグロ釣りができなくなるという状況にある中で、若いやる気のある後継者を育成するためにも、今からでも構いませんが、見直しするという考え方で進めていかなければならないのかなと思っております。

以上です。

○関会長 ありがとうございます。

今の御意見に対して、事務局さんから何かありましたらお願いします。

○西田課長補佐 御意見ありがとうございます。

後継者の方のための制度上の措置をするというのは、こちらとしても例えば委員会指示上で何ができるかということは、今後考えてまいりたいと思います。また、全体枠が大きく、我が国としての全体枠が決まってしまっている中でなかなか難しい課題もございます

が、今後も委員の先生の方々からの御指導を賜りながら、検討できるところを検討していきたいと考えております。

○関会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

そうですね、規制とかが、それももちろん大事なことはあるんですけども、若い後継者、若い漁業者の人が未来を感じられるような漁業というものにしていかなければいけないというふうに感じます。

ほかはよろしいでしょうか。

特にないようですので、それでは、本委員会として太平洋広域漁業調整委員会指示第37号を、本日付けで発出することとして、あわせて事務取扱要領及び違反者への対応及び処分方針について、原案どおり制定することといたします。

今後の事務手続上におきましては、軽微な修正などがあった場合は会長一任とさせていただきたいと思います。反対の意見がある方は、音声又はチャット機能で意思を表明してください。よろしいでしょうか。

それでは、特に反対意見がないようですので、事務局の方で各種事務手続と官報への掲載を進めていただきたいと思います。

それでは、議題4、その他の1というところで、改正漁業法の施行について水産庁より御説明をお願いしたいと思います。

○魚谷室長 水産庁資源管理推進室長の魚谷でございます。

それでは、私の方から説明させていただきます。資料としては資料4-1-1から4-1-4まで、4つ御用意をさせていただいております。

まず、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」ということで、資料4-1-1を用いて説明させていただきます。御案内のとおり昨日施行されました新しい漁業法でございますけれども、その改正の大きな柱の一つが新たな資源管理ということで、これをどうやって推進していくか、具体的な進め方あるいはスケジュール、あと、当面あるいは中長期的な目標をお示ししたものでございまして、こちら、今年の9月30日に水産庁として公表しているものでございます。こういう新しいこと、大きなことをやるときに、こういうロードマップというような形でお示しした上で進める、その進捗について検証しながら進めるというのは、近年、この漁業関係にかかわらず取られている行政手法だというふうに理解をしております。水産庁としてはこういう姿勢で、あるいはこういう進め方で進め

ていくということで、随時その進捗について管理をしていくという、このロードマップに基づいて、照らして、管理をしていくということだというふうに考えております。

まず、このロードマップの右端に令和12年度とございまして、要は今から10年後ということになりますけれども、その目標として10年前と同程度まで漁獲量を回復させると、要は、10年で減った分を10年で取り戻すべく管理を推進していきましょうという考え方でございます。目標としては444万トンということで、海面漁業、漁船漁業の生産量という形での目標設定としております。

この目標を達成するに当たって当面令和5年度までに、どういうことをどういうスケジュールで進めるかというのが、具体的な中身になっておりますけれども、柱として4つございまして、上から色分けしてございますが、一番上の「資源調査・評価の充実・精度向上」と、黄色というかオレンジというか、それで色づけしているもの。真ん中、その次がブルーで色づけしてございます「MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進」とあります。その下に緑で「IQ管理の導入」とあって、一番下のこれもオレンジ色というか、「資源管理協定」とございます。柱としては4つになっておりまして、これを進める基本的な姿勢として、一番下に点線の四角で囲ってございますけれども、「新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める」と、「また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする」ということが書いてございます。

それぞれの柱ごとにかいつまんで説明をいたします。

まず一番上の資源調査・評価の充実・精度向上というところでございますけれども、まずこの項目としては対象の拡大ということで、これまで50種程度、資源評価を行ってきたわけですが、これを、順次調査を開始して、令和5年度には資源評価の対象魚種を200種程度まで拡大をしようというところが1つございます。

その次のパーツでございますけれども、「漁獲等情報の収集」ということでございます。資源評価・調査をやっていくためには、漁獲情報というのが非常に鍵となる情報でございますけれども、これを可能な限り効率的に収集する必要があるということで、この漁協なり産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築していこうということで、令和5年度の目標としては、400市場以上を目途に産地の水揚げ情報を収集していく体制を構築していこうということでございます。

その下、漁獲報告の義務化の開始とございます。こちら、これまで大臣許可漁業の漁獲

成績報告書という形で、単なる水揚げ量だけではなくて、努力量も分かるような、あるいは漁獲位置も分かるような情報を出してもらって、漁業者の皆さんに、大臣許可漁業については報告いただいていたわけですがけれども、こういう漁獲報告の対象として知事許可漁業も対象に加える、あるいは漁業権漁業についての漁場の活用状況報告というのを義務化していると、これが昨日から施行されている部分ということでございます。

あと、大臣許可漁業の漁獲成績報告についても、その下でございますけれども、これまで紙ベースであったものを電子的に取るようにということで、そちらの電子化というのを進めていくということでございます。

続きまして、2つ目のパーツのMSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進ということでございます。改正漁業法では資源管理の基本は数量管理、TAC管理ということになってございます。ということで、目標としてはこの令和5年のところに白い四角で抜いてある部分で、「漁獲量ベースで8割をTAC管理」と書いてございます。現状、現行のTAC魚種8魚種あるわけですがけれども、これで大体、遠洋漁業、国際的な資源を除けば6割ベースを、漁獲量ベースで6割ぐらいがTAC管理となっているというところでございまして、これを令和5年度までに8割TAC管理に持っていこうということで、魚種の拡大というのが2つ目のところに書いてございます。

こちら、漁獲量の多いものを中心に資源評価の進捗状況を踏まえてTAC化の検討を進めていくということで、第1陣、第2陣とカラフルな矢印を描いてございますけれども、MSYベースの資源評価の結果が出たものから、順次、検討・議論を開始していくと、それぞれこの矢印の先の部分が、水産庁の思惑というか、想定としては、こういうタイミングで議論を収束させて結論に至りたいというようなところでございます。候補となる魚種については、点線で囲まれた白枠の部分で第1陣、第2陣ということで候補魚種について書いてございます。

それぞれの進め方については、この青の部分の一番上のちょっと濃い青の部分に書いてございますけれども、まずMSYベースの資源評価が実施されて、それに基づく目標あるいはシナリオを提案すると、それを受けて関係する漁業者あるいは加工・流通業者、その他いろいろな関係者、利害関係者が参加可能な「ステークホルダー会合」を開きまして、そこで議論をすると、そういう中で目標なりシナリオを決定して、MSYベースのTAC管理ということを、そういう手続でやっていくと。先ほどの矢印の話に戻りますと、この長さを見ていただくと、1年半から2年といった期間をかけて十分議論をしてやっていこ



うということでございます。

管理の目標なりシナリオというのは「定期的に見直し」と、上の濃い四角に書いてございますけれども、これはおおむね5年ごとに見直すこととしておりますけれども、資源の状況等に大きな変化が生じた場合については、この5年以内であっても見直しを行うということにしたいというふうに考えてございます。

続きまして、TACの一番下のところの国際資源ということでございます。こちら国際的な数量管理が行われている魚種については、国際約束遵守という観点から国内法でもTACの対象化を進めるということで、まずはミナミマグロ、大西洋クロマグロについて、施行後最初の漁期からTAC魚種とするということとしております。

続きまして、次の「IQ管理の導入」ということで、こちら改正漁業法の中では数量管理、TAC管理の基本はIQ管理です、ということが書かれております。ということで導入を進めていくわけですが、こちらについては、まずは大臣許可漁業の方からやっていきたいと思いますということで、こちら白抜きの矢印で具体的な候補の魚種が書いてございます。先ほど申し上げた国際資源であるミナミマグロ、大西洋クロマグロについてはそれぞれ速やかに実施するということですし、それ以外の候補としては太平洋のマサバ・ゴマサバ、北海道沖のマイワシ、クロマグロ等についても、来年度中には導入をしたいということで導入を進めていくということでございます。

目標としては、令和5年度にTAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業については原則IQ管理を導入ということで、いずれかの魚種、あるいはいずれかのエリアなり期間では、IQ管理をどの大臣許可漁業でもやってもらうというところまで持っていきたいということでございます。

沿岸漁業についてはこの下の白い四角にありますけれども、IQ的な数量管理が既に行われているものがあると思いますので、そういったものについては資源管理協定に位置づける、あるいは、ものによっては制度に基づくIQ管理というところも念頭に置いて進めていきたいと考えてございます。

最後、資源管理協定でございます。こちら自主的な管理として取り組んでいただく部分ということで、現行の資源管理指針に基づく資源管理計画を、改正漁業法に基づく協定に順次移行していただこうということございまして、令和5年度までにこの移行を完了していただくということで考えてございます。

冒頭、資源評価の対象種を200程度まで拡大すると申し上げた上で、TAC化について

は漁獲量ベースで8割程度ということで、候補としては15魚種ぐらい挙がっていると、200のうちTAC化の候補になっていないやつは何のために評価するのかということになりますけれども、そちらについては、こういう協定のいろいろな目標、自主的な取組である協定の目標、あるいはどういう取組をやるかというのを決めていただく科学的なベースとしてこういう資源評価の結果を使っていたらこうと、そういう考え方でございます。

このロードマップについての御説明は以上でございます。

資料4-1-2については、このロードマップの中身について理解をより深めていただくためのいろいろな詳細な説明ですとか背景ですとかが、書かれている資料でございますので、後ほどお目通しいただければというふうに思います。

続きまして、資料4-1-3を御覧ください。これは改正後の漁業法における広域漁業調整委員会の規定について、ということでございます。基本的にこの改正前、改正後の漁業法の広域漁業調整委員会に係る規定についての条文を載けてございますけれども、基本的には条文の条項、条文番号が変わっているということでございまして、任務その他について変更はされてございませんので、引き続き漁業の調整あるいは資源管理に関して重要な役割を担っていただくということでございます。

最後、資料4-1-4を御覧ください。こちらにつきましては、太平洋広域漁業調整委員会事務規程の一部改正についてということで、この事務規程の中で会長の選任に関する第4条第1項というのがございますけれども、こちらについて漁業法の中での根拠となる条項の番号が変更になりますので、こちらについて改正をさせていただくという案でございます。

2ページ目、資料4-1-5に新旧表、あと3ページ目以降に、改正を溶け込ませた事務規程を掲載してございます。

私からの御説明は以上でございます。

○関会長　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見あれば、委員の皆様、よろしく願います。

主にはこのロードマップに関して特に南部会の方ではいろいろな意見が出まして、MSYのやり方は万能ではないので状況に応じて臨機応変に対応していく、そういう道筋を持っていることが重要だということであるとか、遊漁の漁獲の取り込みということについても御意見がありまして、事務局よりどう取り込むかというところを検討しているというお答

えを頂いたところです。また、10年後、目標に至ったときに、生産する人とかそれを使う人、加工・流通という部分が、目標は達成したけれども、そこが薄くなっていたらどうするんだということで、漁業、水産業の持続というのを並行してどう考えていくのかというような意見が、南部会の方では出たかなというふうに思います。

何かほかに御意見ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、本委員会として太平洋広域漁業調整委員会事務規程を本日付けで改正することとしてよろしいでしょうか。反対の意思がある方は、音声又はチャット機能で反対の意思を表明していただきたいと思います。

それでは、特に反対の御意見はないようですので、このように決定したいと思います。

続きまして、その他の2ですけれども、令和3年度資源管理関係予算の概要についてということで、事務局より説明をお願いします。

○魚谷室長 引き続きまして水産庁、魚谷から御説明をさせていただきます。

資料4-2を御覧ください。この資料の1ページ目から5ページ目まで、これは水産関係予算全体の概算要求の主要事項ということで、資源管理以外のものも含めて水産庁として現在、財政当局と折衝を行っている要求ベースの概要ということでございます。その中で資源管理関係ということで、正にこの漁業法の改正に合わせてということになるかと思えますけれども、イの一番、1として、「新たな資源管理システムの着実な実施」という項目で関係する予算の要求を行っているということでございます。

まず、この1の中で①として、「資源調査・評価の充実と新たな数量管理の導入等の推進」ということでア、イ、ウとございますけれども、先ほどのロードマップの最初の部分とちょうど対応する部分になりますけれども、アとして資源調査・評価の拡充、イとしてスマート水産業による漁獲情報の収集強化とございます。ウについては先ほどのTAC化、IQの導入といったところと対応する部分で、あと資源管理協定の対応する部分でございまして、それぞれ所要の予算要求をしているということでございます。右の方に前年の予算額を括弧書きで書いてございまして、いずれも大幅増で、少なくとも要求はさせていただいているということでございます。

ページをめくっていただいて、新たな資源管理システムの着実な実施の中の②として「漁業経営安定対策の強化」ということで、漁業共済、積立ぶらすのところで、こちらについても増額の要求をさせていただいているということでございます。

6 ページ目以降が、それぞれ今ざっと御説明をしました柱ごとの具体的な事業の内容、要求予算の事業の内容についてそれぞれ項目ごとに 1 枚ずつ、資源調査・評価の充実からスマート水産業、あと新たな資源管理システムの構築、あとそれを円滑化するための減船・休漁とかそういった支援事業、最後が収入安定対策事業ということで、それぞれ具体的な中身を説明した資料でございます。1 つ 1 つ説明していると時間も足りなくなってしまうので、後でお目通しを頂ければというふうに思います。

私からの説明は以上でございます。

○関会長 ありがとうございます。

令和 3 年度の予算の概要についての説明で御質問、御意見等ありましたら、委員の皆様、よろしくお願いします。

特にございませんでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、この話題だけでなく皆様からの話題提供等を含めて何かございましたら御発言してください。

特にないようですが、最後に確認なんですけれども、これまでの議事で、今回もウェブ会議で行ってまいりました。意思の疎通は大分図られたものというふうに考えているんですけれども、諮った議事の内容について発言したかったんだけど、ちょっと伝え切れなかったとか、こういうことを言いたいんだけど、言う場がなかったというような委員さんがいらっしゃいましたら、どの議題に関してでも構いませんし、皆さんからの話題提供的なものでも構いませんので、発言をお願いします。

大丈夫でしょうかね。こちらは皆さんの顔が見えないので、ちょっと判断するのに歯がゆい思いをしているところもあります。

それでは、特に御意見もないということですし、時間もいい時間になりましたので、全ての議事について御了承いただいたということとさせていただきたいと思います。

そうしましたら、引き続き次回の委員会の開催予定について、事務局より説明をお願いします。

○西田課長補佐 水産庁管理調整課、西田でございます。

次回の開催につきましては、例年どおり来年 2 月から 3 月ごろに次回の委員会を開催したいと考えております。日時及び場所等については、会長及び委員の皆様方の御都合もお伺いしながら、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、追って御連絡いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○関会長　ありがとうございます。

委員の皆様、御臨席の皆様におかれましては、議事進行への御協力及び貴重な御意見をありがとうございました。事務局におかれましては、本日頂いた御意見を踏まえて、今後の委員会の運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録署名人を最初に指名させていただきましたけれども、掛橋委員と金澤委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第33回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきたいと思います。大変お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

午後5時03分　閉会